NEWSLETTER



個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニューズレター

2024年1月16日号

執筆者:

岩瀬 ひとみ

h.iwase@nishimura.com

菊地 浩之

h.kikuchi@nishimura.com

河合 優子

y.kawai@nishimura.com

村田 知信

to.murata@nishimura.com

五十嵐 チカ

c.igarashi@nishimura.com

松本 絢子

a.matsumoto@nishimura.com

菅 悠人

y.suga@nishimura.com

訂正(2024年1月18日)

以下の箇所を訂正いたしました。皆様にご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

<訂正箇所>

P. 3 「2023 年 12 月 7 日」から始まる段落中、『判決』にかかるリンク先

本ニューズレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2023 年 11 月及び 12 月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

・ 2023 年 12 月 21 日開催の内閣府 AI 戦略会議(第 7 回)の議事資料として、総務省及び経済産業省の「AI 事業者ガイドライン案」が公開された。事業活動において AI に関係する全ての者(企業に限らず、公的機関を含む組織全般)を対象とし、①AI 開発者、②AI 提供者、③AI 利用者というカテゴリに大別し、共通の指針とカテゴリごとの要対応事項を示している。同ガイドライン案は、2024 年 1 月以降にパブリックコメント手続に付され、3 月目処で策定・公表される見込みである。

2. 米国

2023年12月、Federal Communications Commission (FCC) は、データ侵害通知規則の改正を採択し、公表した。当該改正により、電気通信、VoIP (Voice over Internet Protocol)、TRS (Telecommunications Relay Services) のプロバイダーによる顧客情報の保護が強化される。具体的には、対象となる侵害やデータの範囲が拡大される。また、従前 FBI 及び米国 Secret Service に限定されていた通知先も拡大され、FCC への通知も必要となる。顧客への通知のタイミング等についても見直しがなされた。改正規則は 2024 年中に施行される見込みである。

3. 欧州

- ・ 2023年11月9日、欧州司法裁判所(CJEU)は、車両の製造業者が、EU法に基づき、他の独立した事業者に車両識別番号(VIN)を含む車両の修理やメンテナンスに必要な情報を提供する義務を負う場合において、当該情報提供義務はGDPR6条1項(c)の「法的義務」を構成するものであり、車両の製造業者がGDPR6条1項(c)に基づいて他の独立した事業者に対してVINを提供することを認める旨の判決を下した。
- ・ 2023 年 11 月 15 日、欧州データ保護評議会(EDPB)は、ePrivacy 指令 5 条 3 項の適用範囲に関する ガイドライン案を公表し、2024 年 11 月 18 日までパブリック・コンサルテーションに付した。同ガイ ドライン案では、トラッキングピクセル等の新しいトラッキング技術が同指令の適用を受けるかについ て明確化している。
- 2023 年 11 月 22 日、AI の規制と関連する目的を規定した AI 法 (the Artificial Intelligence (Regulation) Bill) の草案が英国議会に提出された。
- ・ 2023 年 11 月 23 日、英国政府は、UK GDPR を含む英国のデータ保護法を改正する法案 Data Protection and Digital Information Bill に対する修正案を公表した。同修正案には、不正を特定するためのデータ活用の改善が含まれており、データセキュリティの更なる向上、国家安全保障の強化及び不正行為の防止が図られている。
- ・ 2023 年 11 月 27 日、欧州理事会が欧州データ法(Data Act)を採択した。欧州データ法は、データ経済における関係者間のデータの価値の公平な分配やデータ市場の競争促進等を目的としており、事業者に対して、ユーザーにデータを利用させる義務や、ユーザーの求めに応じて第三者にデータを共有する義務、データ処理サービスプロバイダーの乗り換えに関する義務等を課すものとなっている。
- ・ 2023 年 11 月 30 日、欧州議会及び閣僚理事会はサイバーレジリエンス法案の内容に<u>暫定合意</u>した。サイバーレジリエンス法は、EU で初めて IoT 製品等のデジタル製品全般が満たすべきサイバーセキュリティ要件を導入する規則であり、EU加盟国でデジタル製品を上市又は流通させている日本企業にとっても影響が大きいと考えられる。
- ・ 2023 年 12 月 1 日、欧州委員会は、日 EU 間の EPA に組み込まれるデータ移転条項の案を公表した。 同 EPA が発効されれば、データローカライゼーション要件が撤廃される等、日本と EU の双方の企業に とってより効率的なデータの利活用が可能となる。同 EPA は、閣僚理事会の承認を経て欧州議会の同意 が得られ次第発効する予定である。
- ・ 2023 年 12 月 5 日、CJEU は、GDPR 違反による制裁金について、データ管理者が法人である場合、法人に直接課すことができるとの<u>判決</u>を下した。他方、CJEU は、制裁金の賦課は、故意又は過失を要件とし、厳格責任ではないことを明らかにした。また、「事業者(undertaking)」の概念に言及し、金額の算定にあたっては、グループ全体の売上高を考慮しなければならないと判断した。

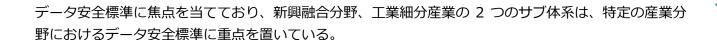
- 2023 年 12 月 5 日、CJEU は、加盟国のデータ保護当局が制裁金を課すことができる条件が問題となった事案において、制裁金を課す前提として、管理者が故意又は過失によって GDPR に違反したことの立証が必要であるものの、その起用する処理者が違法な処理を行った場合にも制裁金が課され得るとの判決を下した。他方、CJEU は、(i)当該処理者が自らのために処理を行った場合、(ii)管理者が決定した処理の取り決めに反して当該データを処理した場合、又は(iii)管理者が当該処理に同意したと合理的に考えることができない方法で処理者がデータを処理した場合は、管理者の責任が問われないことも明らかにした。管理者が処理者による GDPR 違反によって制裁金を課されないためには、処理者の監督に注意を払うとともに、個人データの処理について処理者が従うべき事項の詳細を処理契約において明確に規定する等して、処理者が GDPR に違反した場合も、上記(i)から(iii)の状況があることが立証しやすい状況を事前に整備しておくことが考えられる。
- ・ 2023 年 12 月 7 日、CJEU は、特定の状況の下において、ドイツの信用照会機関が実施するクレジットスコアリングは、GDPR22 条 1 項に基づく自動化された意思決定にあたり得るとし、信用照会機関による信用に関する情報の保持が公的機関の登録より長い場合には GDPR に反するとの判決を下した。同判決を踏まえ、AI を使用して自動化された意思決定を伴って与信判断を行う企業は、自動化された意思決定が行われたと認められる可能性がある点に留意が必要である。
- ・ 2023 年 12 月 9 日、欧州議会及び閣僚理事会は、AI 規則(AI Act)に関する<u>暫定合意</u>に達した。暫定 合意には、ハイリスク AI システムや汎用 AI システムの提供者に対する義務も盛り込まれている。
- ・ 2023 年 12 月 14 日、CJEU は、ブルガリア国税庁(NAP)に対する不正アクセスにより同庁が管理する個人データが流出した結果、自己の個人データが悪用されるかもしれないという不安感により無形損害(GDPR82条)を被ったとして、データ主体がNAPに対して損害賠償を請求していた事件において、データ侵害があったというのみでは組織的技術的措置の適切性(GDPR24 条・32 条)は否定されないものの、GDPR82 条に基づく損害賠償請求においては、実施された安全管理措置の適切性について管理者側が立証責任を負うこと、専門家による報告書の取得は安全管理措置の適切性についての必要かつ十分な証明手段となるわけではないこと、GDPR 違反の結果第三者が個人データを悪用するかもしれないとの不安感はそれ自体無形損害を構成し得るとの判決を下した。

4. 中国

・ 2023 年 12 月 19 日、工業分野のデータ安全標準体系構築ガイドライン(2023 年版)が公布・施行された。同ガイドラインは、「データ安全法」、「ネットワーク安全法」などの法令の要求を徹底的に貫徹・実施し、工業分野のデータ安全標準体系を構築・健全化することを目的とする。

同ガイドラインでは、①2024 年年内に、工業分野のデータ安全標準体系を初期的に構築し、対象となる重要産業・重要企業における運用を推進し、データ安全に関する国家、産業又は団体標準を 30 項目以上作成すること、②2026 年年内に、より完全な工業分野のデータ安全標準体系を構築し、データ安全に関する国家、産業又は団体標準を 100 項目以上作成することが目標として定められている。

また、同ガイドラインでは、安全標準体系の枠組みに加えて、基本共通性、安全管理、技術及び製品、 安全評価及び産業評価、新興融合分野、工業細分産業の 6 つのサブ体系の内容が明確化された。基本共 通性、安全管理、技術及び製品、安全評価及び産業評価のサブ体系は、工業分野における共通性のある



5. 香港

- ・ 2023年12月13日、PCPD(香港の個人情報保護委員会)は、中国サイバースペース行政局と香港特別 行政区のイノベーション・技術・産業局により発表された広東・香港・マカオ大港湾エリア内の個人情報越境移転のための標準契約(GBA SC)の使用を歓迎することを表明した。また、PCPD は、「越境データ移転のガイダンス: 広東・香港・マカオ大港湾エリア内の個人情報越境移転のための標準契約」を公表した。同ガイダンスによれば、データ移転者が香港特別行政区内で登録され(自然人であれば同区内に所在し)、データ受領者が中国本土の広東・マカオ大港湾エリア(広州、深セン、珠海、佛山、恵州、東莞、中山、江門又は広東省肇慶市)に登録されている(自然人であれば同エリアに所在している)場合、GBA SC の利用が推奨される。GBA SC の様式は同ガイダンスに添付されており、実際に同契約を締結した場合、その効力発生日から 10 営業日以内に管轄法域の関連部門に提出する必要がある。
- ・ 2023 年 12 月 21 日、PCPD は、雇用者による従業員/元従業員の個人データの不適切な保持及び使用に関する報告書並びに Carousell Limited のユーザーの個人データの不正スクレイピングに関する報告書を公表した。これらの報告書によれば、雇用主は、「個人データプライバシーマネジメントプログラム」を導入し、データ保護責任者の任命やトレーニング戦略の考案を含めた、優れたデータガバナンスを示すことが推奨され、個人データを含む情報システムの移行を実施する企業は、プライバシー影響評価の実施、データ保護を優先させた移行計画の策定、効果的な脆弱性評価の実施等を行うことが推奨されている。

6. 台湾

・ 2023年5月の台湾個人情報保護法改正によって、個人情報保護法の独立した監督機関として新たに「個人情報保護委員会」が設置されることとなった(施行日は未定)が、この流れの一環として、当該個人情報保護委員会を設置するための設立準備室(以下、「設立準備室」という。)が 2023 年 12 月 5 日、正式に開設され、設立準備室に関連する組織規程が同時に施行された。 公開資料によれば、2024 年 1 月 1 日付で、個人情報保護法に関連する業務について、国家発展委員会 1の下にあった個人情報保護に関するプロジェクトオフィスから設立準備室に移管された。 関連報道によれば、2025 年 8 月までに個人情報保護委員会の設立のための準備作業及び個人情報保護法の改正について検討が行われる見通しである。

7. カナダ

・ 2023年12月20日、ケベック州政府は、個人情報の匿名化に関する規則案を公表し、45日間の意見募

[」] 国家発展委員会組織法に基づき設立された、台湾における経済政策の司令塔を担う組織。経済のみならず、社会、産業及び人的資源の発展に関する政策の立案、並びに政府内の政策調整等を所管している。

集が行われている。同規則案は、公的機関と民間企業の双方に適用があるが、匿名化自体は任意的な手続であることから、匿名化することを選択した場合にのみ参照すべきものとなる。同規則案は、個人情報を匿名化するために遵守しなければならない要件や、再特定化のリスクアセスメントの実施等の具体的手順を規定している。同規則案が制定された場合には、官報に掲載されてから 15 日後に施行される。

8. アラブ首長国連邦(アブダビ)

アラブ首長国連邦(UAE)では、各首長国のフリーゾーンでのデータ保護法制定が先行後、連邦レベルでもデータ保護法が制定されている(2022年1月20日号及び2022年1月26日号の中東ニューズレター)。アラブ首長国連邦のうちアブダビ首長国のフリーゾーンである Abu Dhabi Global Market (ADGM)は、2021年に ADGM 標準契約条項(ADGM Standard Contractual Clauses (SCC))を公表しているところ、2023年11月15日、欧州委員会のSCCの補遺(Addendum)を公表した。ADGM内外で個人データを越境移転しようとする事業者は、欧州委員会のSCCを既に締結している場合には、ADGM SCC に代えて上記の補遺を使用することにより、ADGMのデータ保護規則(Data Protection Regulations)への対応を効率的に行うことが可能となる。

9. マレーシア

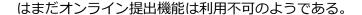
- ・ 2023 年 10 月 12 日、マレーシア通信・デジタル副大臣は、2010 年個人情報保護法の改正作業が最終 段階にあり、改正法案が 2024 年初めにマレーシア議会に提出される可能性があると発表した。改正案 には以下の事項が含まれているようである。
 - サイバー攻撃者に対する罰金の引き上げ。
 - データ利用者に対する情報保護管理者の選任義務化。
 - · マレーシア個人情報保護局に対するあらゆるデータ漏洩の報告の義務化。

10. タイ

・ 2023 年 12 月 25 日、タイの個人情報保護委員会により、個人情報保護法 28 条及び 29 条に基づく越境 移転規制に係る下位規則(通知)がそれぞれ公布された。これらの下位規則には、個人情報保護法の各 条文に基づいて認められる越境移転の具体的な基準が規定されている。これらの下位規則は 2024 年 3 月 24 日から施行される(2023 年 1 月 11 日号のアジア/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター)。

11.ベトナム

- ・ 2023年11月24日、電気通信法が改正された。改正法では、サービスプロバイダーにおいて、ユーザーの同意なしに、ユーザーのデバイスへアクセスしたり、提供するサービスを通じて保存等される個人 データにアクセスしたりすることができない旨が規定されている。
- ・ 2023 年 12 月、個人情報保護政令に関するポータルサイトが公開された。個人情報保護政令に基づき事業者が実施し公安省に提出することが要求されているデータ処理影響評価書及びデータ移転影響評価書等の公安省提出書類については、同サイトを通じて提出することも可能となるようであるが、現時点で



12.ブラジル

・ ブラジルのデータ保護当局(ANPD)は、民間・公的機関双方におけるデータ保護責任者(Data Protection Officer、DPO)の選任、定義、属性及び役割に関して、ブラジルの個人情報保護法(LGPD)の内容を補完しつつ、規範を確立することを目的とした規則の草案を公表し、2023 年 11 月 6 日から同年 12 月 7 日まで意見募集が行われた。同草案においては、DPO の選任に必要な手続き、公的機関がDPO を任命する必要があるケース、データ管理者及びデータ処理者のDPO に関する義務、DPO の属性及びDPO に利益相反が生じる場合の対応等について規定されている。

13. アルゼンチン

・ 2023 年 10 月 13 日、アルゼンチンのデータ保護当局(AAIP)は、イベロアメリカデータ保護ネット ワークが起草した標準契約条項(SCC)を締結することで、個人データの保護が十分になされていない 管轄区域に個人データを移転することができるとする決議(198/2023)を公表した。

14. チリ

- ・ 2023 年 12 月 12 日、チリの下院は、サイバーセキュリティと重要情報インフラに関する枠組みを制定する 法案 (Bill to Establish Framework Law on Cybersecurity and Critical Information Infrastructure) に関する公告 No.14847がチリの下院を通過し、上院へ提出されたことを公表した。同公告が承認された場合、(i)国家機関を組織・規制・調整するための制度的枠組みと一般的な規則、(ii)サイバーセキュリティ・インシデントの予防と対応のための最低限の要件等が規定されるほか、(iii)新たに、①国家サイバーセキュリティ庁(National Cybersecurity Agency、ANCI): コンピューターセキュリティに関する規制、監督、制裁権限を有し、大統領に対してサイバーセキュリティに関する助言を行う機関、②省庁間サイバーセキュリティ委員会(Interministerial Cybersecurity Committee): 大統領に助言を行うとともに、ANCI が提案する重要サービスと重要事業者のリストを承認する責任を負う機関、③国防コンピューターセキュリティーインシデント対応チーム(National Defense Computer Security Incident Response Team、CSIRT): 国防に不可欠な重要サービスと重要事業者のネットワーク及びシステムの調整、保護、セキュリティに責任を負う機関がそれぞれ設立される。
- 2023 年 12 月 14 日、チリの科学技術・知識・イノベーション省(Ministry of Science, Technology, Knowledge, and Innovation)は、公共部門における人工知能(AI)を使用したツールについて、責任ある使用を促進するための推奨事項を示したガイドライン(Guidelines for the use of artificial intelligence tools in the public sector)を公表し、同ガイドラインは 2024 年 1 月 1 日に施行された。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本二ューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com